

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人秋田大学の役職員の報酬・給与等について(令和6年度)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するに当たって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、常勤職員数(当法人1,301人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、以下の法人等を参考とした。

(1) 国立大学法人福井大学…当該法人は、同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施している(常勤職員数約1,300人)。公表資料によれば、令和5年度の長の年間報酬額は、16,819千円である。

(2) 事務次官年間報酬額…23,235千円

② 令和6年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬規程において、期末特別手当の支給額については国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、当該役員の職務の実績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和6年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額、期末特別手当から構成されている。月額については、秋田大学役員報酬規程に則り、本給月額に通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当を加算して算出している。期末特別手当についても、秋田大学役員報酬規程に則り、本給月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額としている。

なお、令和6年度では、給与法指定職の改定に準拠し、①令和6年12月1日より役員報酬のベースアップ、②12月期の期末特別手当の支給割合を0.05月引き上げを実施した。

理事

法人の長と同様

理事(非常勤)

役員報酬支給基準は、日額から構成されている。日額については、秋田大学役員報酬規程に則り、算出している。なお、令和6年12月1日より日額800円引き上げている。

監事

法人の長と同様

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は、月額から構成されている。月額については、秋田大学役員報酬規程に則り、算出している。なお、令和6年12月1日より月額2,900円引き上げている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和6年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 17,817	千円 12,500	千円 5,220	千円 97 (寒冷地手当)	R6.4.1		※
A理事	千円 14,097	千円 9,876	千円 4,124	千円 97 (寒冷地手当)			※
B理事	千円 13,128	千円 9,192	千円 3,839	千円 97 (寒冷地手当)			※
C理事	千円 13,179	千円 9,192	千円 3,839	千円 50 (通勤手当) 97 (寒冷地手当)	R6.4.1		※
D理事	千円 13,735	千円 9,192	千円 3,839	千円 55 (寒冷地手当) 648 (単身赴任手当)	R6.4.1		◇
E理事 (非常勤)	千円 957	千円 957	千円 0	千円 0 ()			
F理事 (非常勤)	千円 1,185	千円 1,185	千円 0	千円 0 ()	R6.4.1		
A監事	千円 11,003	千円 7,676	千円 3,206	千円 24 (通勤手当) 97 (寒冷地手当)			
B監事 (非常勤)	千円 2,367	千円 2,367	千円 0	千円 0 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

秋田大学は本学の理念である1. 国際的な水準の教育・研究の遂行、2. 地域の振興と地球規模の課題の解決の寄与、3. 国の内外で活躍する有為な人材の育成に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、中期目標・中期計画を基盤として、教育改革、地域連携、国際化等の具体的な取組みを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、本学の学長は、職員数1,301名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、公務を司り、所属職員を総督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬36,138千円と比較した場合の約49%となっており、また事務次官の年間給与額23,235千円と比べてもそれ以下となっている。

また、他の同規模大学の長の令和5年度の報酬水準(福井大学、島根大学及び三重大学の長)の平均報酬17,561千円)と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

秋田大学は本学の理念である1. 国際的な水準の教育・研究の遂行、2. 地域の振興と地球規模の課題の解決の寄与、3. 国の内外で活躍する有為な人材の育成に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、中期目標・中期計画を基盤として、教育改革、地域連携、国際化等の具体的な取組みを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、本学の理事は、職員数1,301名の法人の理事として、その業務を総理する学長を補佐する職務を担っており、また、理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬36,138千円と比較した場合の半分以下となっており、また事務次官の年間給与額23,235千円と比べてもそれ以下となっている。

また、他の同規模大学の理事の令和4年度の報酬水準(福井大学、島根大学及び三重大学の理事の平均報酬13,934千円)と令和5年度の報酬水準(同平均報酬14,063千円)と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

秋田大学は本学の理念である1. 国際的な水準の教育・研究の遂行、2. 地域の振興と地球規模の課題の解決の寄与、3. 国の内外で活躍する有為な人材の育成に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、中期目標・中期計画を基盤として、教育改革、地域連携、国際化等の具体的な取組みを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、本学の非常勤理事は、職員数1,301名の法人の非常勤理事として、その業務を総理する学長を補佐する職務を担っている。また、他の同規模大学の非常勤理事の令和5年度の報酬水準(福井大学、島根大学及び三重大学の非常勤理事の平均報酬約1,654千円)と同水準になっている。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

秋田大学は本学の理念である1. 国際的な水準の教育・研究の遂行、2. 地域の振興と地球規模の課題の解決の寄与、3. 国の内外で活躍する有為な人材の育成に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、中期目標・中期計画を基盤として、教育改革、地域連携、国際化等の具体的な取組みを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、本学の監事は、職員数1,301名の法人の監事として、本学の保有財産及び理事の業務執行を監査しており、また、他の同規模大学の監事の令和5年度の報酬水準(福井大学、島根大学及び三重大大学の監事の平均報酬約11,827千円)と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

秋田大学は本学の理念である1. 国際的な水準の教育・研究の遂行、2. 地域の振興と地球規模の課題の解決の寄与、3. 国の内外で活躍する有為な人材の育成に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、中期目標・中期計画を基盤として、教育改革、地域連携、国際化等の具体的な取組みを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、本学の非常勤監事は、職員数1,301名の法人の非常勤監事として、本学の保有財産及び理事の業務執行を監査しており、また、他の同規模大学の非常勤監事の報酬水準(福井大学、島根大学及び三重大大学の監事の令和5年度の平均報酬約1,368千円)より、高額となっているが、これは非常勤監事を日給制から月給制に給与制度を変更したためである。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和6年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年	月			
理事A	千円 該当者なし	年	月			
理事B	千円 該当者なし	年	月			
理事C	千円 該当者なし	年	月			
理事D	千円 該当者なし	年	月			
理事E (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
理事F (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
監事A	千円 該当者なし	年	月			
監事B (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	該当者なし
理事B	該当者なし
理事C	該当者なし
理事D	該当者なし
理事E (非常勤)	該当者なし
理事F (非常勤)	該当者なし
監事A	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

【文部科学大臣の検証結果】

該当なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員報酬規程において、期末特別手当の支給額については国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、当該役員の職務の実績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしており、今後も継続する予定である。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、2024年(令和6年)職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(当法人1,301人)・職種別平均支給額を参考にした。

- (1) 国立大学法人福井大学…当該法人は、教育・研究事業において類似する国立大学法人であり、法人規模についても同等(常勤職員数約1,300人)となっている。
- (2) 国家公務員…令和6年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額405,378円となっており、本学の全職員の平均給与月額は437,057円となっている。
- (3) 職種別民間給与実態調査において、当法人と同等の規模や職種の大学卒の4月の平均支給額は、220,368円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、職員の勤務成績に応じた勤勉手当支給割合の増減、昇給及び昇格・降格の措置を実施している。

旧年俸制適用教員において業績給(給与全体の約30%)を導入している他、新年俸制適用教員においては外部資金の獲得状況に応じて業績給を支給している。

③ 給与制度の内容

国立大学法人秋田大学職員給与規程に則り、本給及び諸手当(管理職手当、医師調整手当、異動保障手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、招へい手当、特別貢献手当、義務教育等教員特別手当、手術看護手当、衛生管理者等手当、業務付加手当、看護職員等調整手当、附属幼稚園教員等調整手当、診療看護師手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、入試手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(本給+扶養手当+異動保障手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(本給+異動保障手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に勤勉手当の取扱いに定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

④ 給与制度の令和6年度における主な改定内容

令和6年度では、4月1日から、診療看護師について、業務内容を鑑み、①診療看護師手当の見直し、②宿日直手当及び③待機手当を追加した。また、医師について、勤務時間外の待機場所を院内から自宅へ変更することに伴い、待機診療手当の勤務箇所を見直した。併せて、災害時派遣手当の支給対象職員についても見直した。12月1日から、一般職給与法が適用される国家公務員の給与改定を踏まえ、当該改定に準じて、①本給表のベースアップ、②12月期の期末・勤勉手当の支給割合を、0.10月引き上げ、③医師調整手当の増額、④寒冷地手当の増額の改定を実施した。また、令和6年度診療報酬改定において新設された「ベースアップ評価料」に基づき、附属病院に勤務する医療系職員等に対して、医療従事者調整一時金を支給するための改定を実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 890	歳 46.7	千円 6,799	千円 4,907	千円 35	千円 1,892
事務・技術	人 266	歳 42.9	千円 5,780	千円 4,182	千円 35	千円 1,598
教育職種 (大学教員)	人 252	歳 53.7	千円 8,814	千円 6,275	千円 25	千円 2,539
医療職種 (病院看護師)	人 249	歳 44.7	千円 5,953	千円 4,355	千円 39	千円 1,598
教育職種 (附属高校教員)	人 22	歳 41.3	千円 6,730	千円 4,914	千円 37	千円 1,816
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 44	歳 45.2	千円 6,721	千円 4,874	千円 75	千円 1,847
医療職種 (病院医療技術職員)	人 54	歳 44.5	千円 6,050	千円 4,404	千円 30	千円 1,646
その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
指定職種	人 3	歳 60.8	千円 13,117	千円 9,277	千円 16	千円 3,840

再雇用職員	人 11	歳 63.4	千円 3,352	千円 2,826	千円 94	千円 526
事務・技術	人 11	歳 63.4	千円 3,352	千円 2,826	千円 94	千円 526
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 337	歳 32.2	千円 4,499	千円 3,391	千円 26	千円 1,108
事務・技術	人 20	歳 46.8	千円 2,838	千円 2,076	千円 45	千円 762
教育職種 (大学教員)	人 3	歳 53.8	千円 8,788	千円 6,256	千円 8	千円 2,532
医療職種 (病院医師)	人 25	歳 35.3	千円 3,195	千円 2,942	千円 20	千円 253
医療職種 (病院看護師)	人 220	歳 29.4	千円 4,718	千円 3,523	千円 24	千円 1,195
技能・労務職種	人 6	歳 48.3	千円 3,149	千円 2,341	千円 47	千円 808
医療職種 (病院医療技術職員)	人 63	歳 33.5	千円 4,705	千円 3,492	千円 27	千円 1,213

注1:常勤職員については、在外職員を除く。
注2:「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額
注3:「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を示す。
注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。
注5:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。
注6:「技能・労務職種」とは、作業員等を示す。
注7:常勤職員のその他医療職種(看護師)、再雇用職員の医療職種(病院看護師)、医療職種(病院医療技術職員)、
については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は
記載せず、全体の数値からも除外している。
注8:常勤職員の医療職種(病院医師)、在外職員及び任期付職員並びに再雇用職員の教育職種(大学教員)、医療
職種(病院医師)については、該当者がいないため記載を省略した。

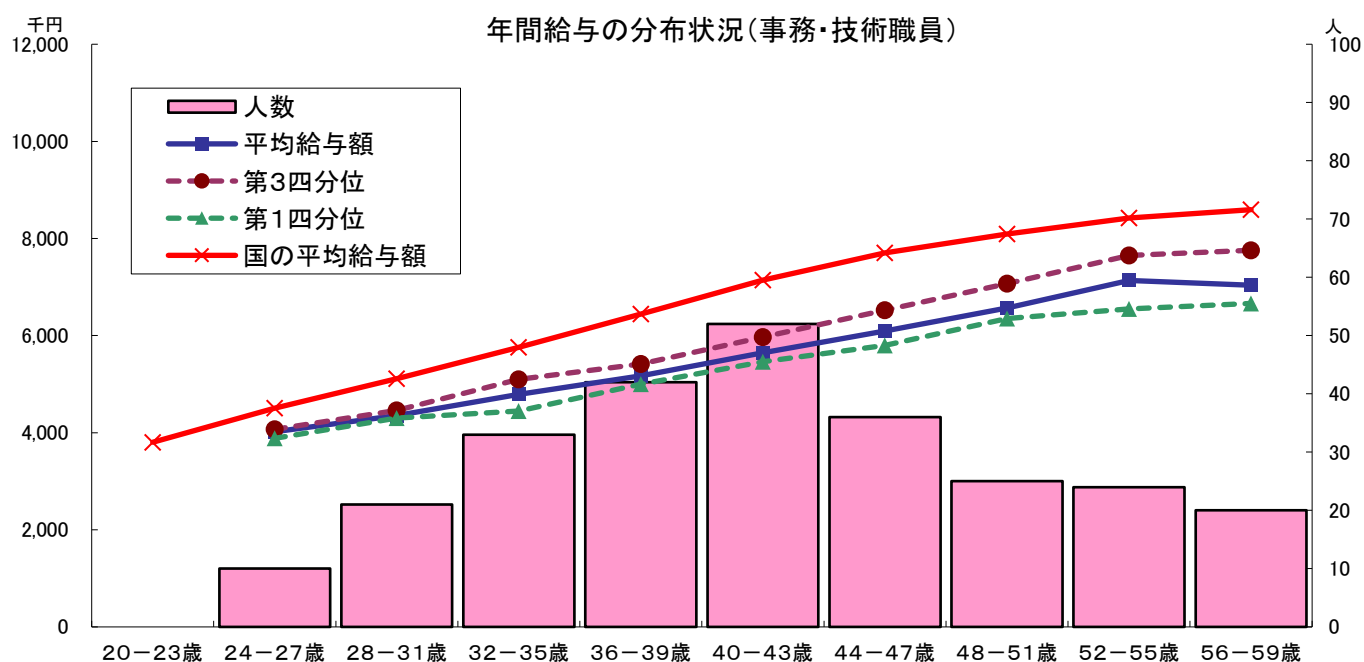
〔年俸制適用者〕

区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	183	42.6	7,292	6,016	27	1,276
	外国人年俸制 適用教員	人	千円	千円	千円	千円
	3	43.8	9,120	9,120	0	0
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	180	42.6	7,262	5,965	27	1,297

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	35	46.6	6,420	6,138	38	282
	教育職種 (大学教員)	人	千円	千円	千円	千円
	35	46.6	6,420	6,138	38	282

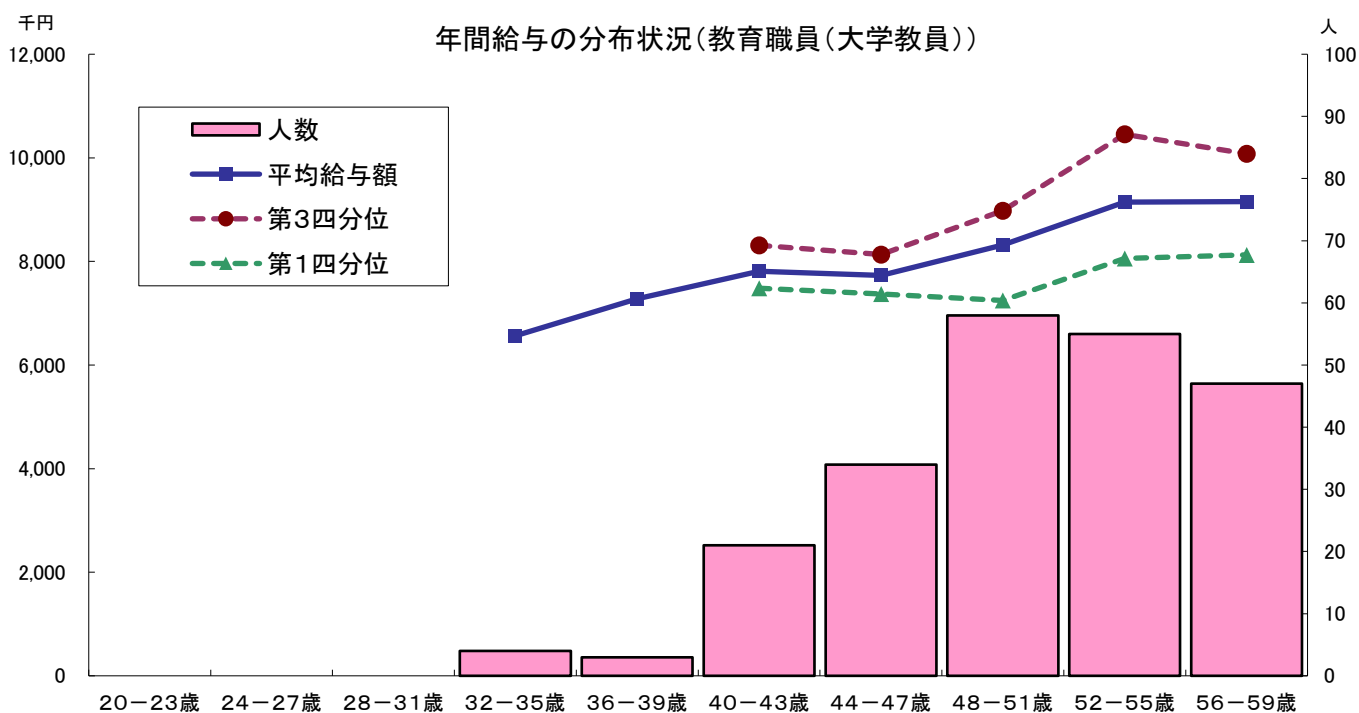
注:在外職員、任期付職員及び再雇用職員については、該当者がいないため記載を省略した。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
〔在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



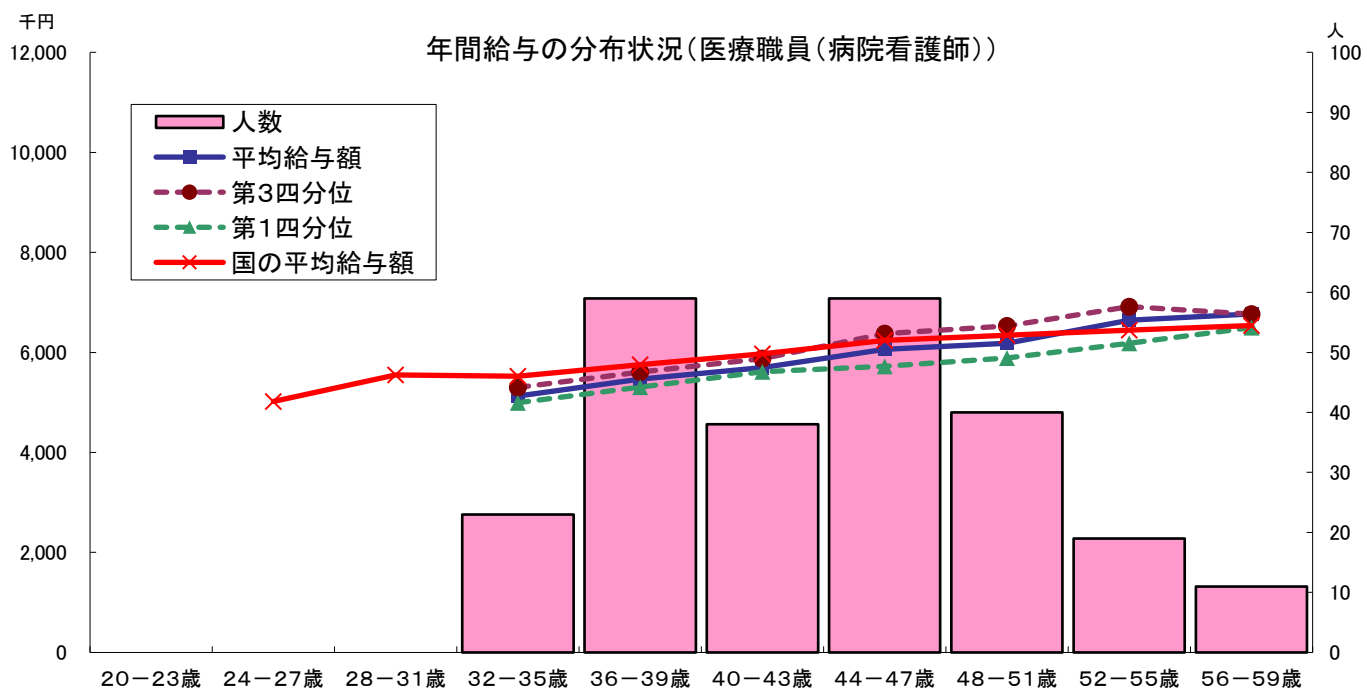
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:20-23歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額については表示しない。



注1:32-35歳及び36-39歳の該当者は4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示しない。

注2:年俸制適用者を含む。以下、④まで同じ。



③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
部長	3	56.2	9,040	
課長	25	52.0	7,589	9,638～6,444
課長補佐	69	49.0	6,483	7,848～5,099
係長	95	42.0	5,572	6,801～4,559
主任	24	36.9	4,984	6,095～4,365
係員	50	33.6	4,300	5,141～3,546

注:「部長」には「副理事」を含み、「課長」には「事務長」及び一部の「室長」を含み、「係長」には「主査」を含み、「係員」には「課員」を含む。

注2:「部長」の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の最高給与額及び最低給与額については記載していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
教授	102	57.3	10,171	12,753～8,330
准教授	90	52.0	8,300	10,059～7,011
講師	29	50.1	7,642	8,587～6,737
助教	31	50.3	6,735	7,452～5,761

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
看護部長	1			
副看護部長	4	54.5	7,830	
看護師長	27	51.2	6,730	7,321～6,160
副看護師長	55	46.4	6,154	7,002～5,100
看護師	162	42.7	5,632	6,424～4,870

注1:「看護部長」の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額については記載していない。

注2:「副看護部長」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の最高給与額及び最低給与額については記載していない。

④ 賞与(令和6年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 53.9	% 53.4	% 53.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 46.1	% 46.6	% 46.4
		%	%	%
	最高～最低	55.8～42.5	58.5～42.8	57.3～42.7
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 54.5	% 54.4	% 54.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.5	% 45.6	% 45.5
		%	%	%
	最高～最低	50.2～42.1	50.2～42.4	50.2～42.3

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 52.5	% 52.1	% 52.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 47.5	% 47.9	% 47.7
		%	%	%
	最高～最低	50.2～43.9	50.2～44.1	50.2～44.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 54.9	% 54.7	% 54.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.1	% 45.3	% 45.2
		%	%	%
	最高～最低	50.2～41.8	50.2～41.7	50.1～42.0

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 50.1	% 50.1	% 50.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 49.9	% 49.9	% 49.9
		%	%	%
	最高～最低	53.6～47.3	53.5～47.4	53.5～48.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 54.9	% 54.7	% 54.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.1	% 45.3	% 45.2
		%	%	%
	最高～最低	50.2～41.6	50.2～41.7	49.6～41.7

3 給与水準の妥当性の検証等

(事務・技術職員)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 81. 4 ・年齢・地域勘案 91. 2 ・年齢・学歴勘案 80. 6 ・年齢・地域・学歴勘案 90. 5 (参考) 対他法人 95. 9
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの支出の割合 26%】 (国からの財政支出額:10,493百万円、予算の総額:39,611百万円:令和6年度予算) 【累積欠損額 0円(令和5年度決算)】 【管理職の割合 7. 3%(常勤職員数1,075名中78名)】 【大卒以上の高学歴者の割合 79. 6%(常勤職員数1,075名中856名)】 【検証結果】 (法人の検証結果) 対国家公務員81. 4、国からの財政支出の割合が26%であることから、適切な給与水準の状況であると思われる。 (文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与、他の国立大学法人の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努めていく。

(医療職員(病院看護師))

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 97. 1 ・年齢・地域勘案 100. 5 ・年齢・学歴勘案 97. 8 ・年齢・地域・学歴勘案 100. 6 (参考) 対他法人 96. 7
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの支出の割合 26%】 (国からの財政支出額:10,493百万円、予算の総額:39,611百万円:令和6年度予算) 【累積欠損額 0円(令和5年度決算)】 【管理職の割合 7. 3%(常勤職員数1,075名中78名)】 【大卒以上の高学歴者の割合79. 6%(常勤職員数1,075名中856名)】 【検証結果】 (法人の検証結果) 対国家公務員97. 1、国からの財政支出の割合が26%であることから、適切な給与水準の状況であると思われる。 (文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与、他の国立大学法人の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努めていく。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 86. 4

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和6年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

4 モデル給与

(扶養親族がいない場合)

事務・技術職員

○22歳(大卒初任給)

月額220,000円 年間給与3,323,000円

○35歳(主査)

月額281,200円 年間給与4,748,000円

○50歳(総括主査)

月額369,600円 年間給与6,304,000円

教育職員

○27歳(博士課程修了初任給)

月額323,600円 年間給与4,969,000円

○35歳(講師)

月額379,400円 年間給与6,883,000円

○50歳(准教授)

月額452,300円 年間給与8,141,000円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円,
子1人につき10,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

旧年俸制適用教員において業績給(賞与及び退職手当相当額を含み、給与全体の約30%に設定)を導入している他、新年俸制適用教員においては外部資金の獲得状況に応じて業績給を支給している。

Ⅲ 総人件費について

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 8,970,138	千円 8,911,262	千円 9,153,300	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 599,765	千円 398,967	千円 654,990	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 4,994,968	千円 5,035,601	千円 5,401,835	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 2,042,065	千円 2,094,555	千円 2,148,774	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 16,606,937	千円 16,440,387	千円 17,358,900	千円	千円	千円

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:最広義人件費については千円未満切り捨てのため、各項目の合計額とは必ずしも一致しない。

総人件費について参考となる事項

①総人件費の増減について

「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」の対前年度比及び増減要因

(1)「給与、報酬等支給総額」(対前年度比2.7%増)

増減の主な要因としては、令和6年人事院勧告を参考とした職員給与規程の改正に伴い、本給の引き上げ及び期末・勤勉手当支給月数引上げ、寒冷地手当等の引き上げを行ったことにより、給与・報酬等支給総額の増加があった。

(2)「最広義人件費」(前年度比5.6%増)

増減の主な要因としては、退職者が前年度よりも増加したことによる退職手当支給額の増加等により全体としては増となった。

Ⅳ 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

事務・技術職員及び医療職員(病院看護師等)の定年年齢は61歳である。
事務・技術職員及び医療職員(病院看護師等)については、令和5年4月1日に定年年齢を60歳から61歳に引き上げた。定年年齢の引上げに伴い、管理監督職の職員は非管理監督職に降任する制度を設けているほか、60歳に達した年度以降の給与は、60歳時の基本給の7割水準とすることにした。

Ⅴ その他

特になし